平成２２年（フ）第３４４９号
札幌市手稲区手稲山口506番地33
債務者　永谷　千鶴
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４７７号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目１番15号　ソフィール壱番館202号
債務者　小澤　敬悟
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４８０号
札幌市豊平区西岡４条２丁目３番２―308号
債務者　佐藤友未孔（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４９５号
札幌市西区西野１条９丁目８番７号　プラムクリークM棟203号
債務者　佐貫　博幸
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４９９号
札幌市北区篠路４条７丁目４番15号　ハイツ寿103号
債務者　滝本　美香
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５３１号
札幌市南区澄川６条10丁目３番５号
債務者　三上　正史
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５３２号
札幌市南区澄川６条10丁目３番５号
債務者　三上　亜矢
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５３９号
札幌市白石区川下３条５丁目２番５―105号
債務者　堀合　秋子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９６号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目12番地の４　パレドール東所沢２―205
債務者　錦　　秀雄
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８３９号
埼玉県所沢市緑町３丁目17番55―810号
債務者　南祥子こと　李　　祥子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８８２号
埼玉県入間市宮寺2285番地
債務者　中村　勝也
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１９４号
岐阜県多治見市大畑町西仲根１番地の31
債務者　安藤　虎夫
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１９５号
岐阜県多治見市大畑町西仲根１番地の31
債務者　安藤　政子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第６１号
京都府与謝郡与謝野町字加悦奥200番地
債務者　細井　照男
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第７７号
京都府京丹後市大宮町周枳587番地
債務者　假屋　良雄
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第７８号
京都府京丹後市大宮町周枳587番地
債務者　假屋ロントック　ミラ
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１６３０号
堺市堺区柳之町西１丁２番２―503号
債務者　田畑　　亨
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７０４号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅11棟210号
債務者　稲村　　恵（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係